

田代代官所領関係史料と「一件記録」

吉田, 昌彦
九州大学大学院比較社会文化研究院社会情報部門 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1523955>

出版情報 : 地球社会統合科学. 22 (1), pp.23-37, 2015-07-25. 九州大学大学院地球社会統合科学府
バージョン :
権利関係 :

論文

田代代官所領関係史料と「一件記録」

The document and record of Tashiro
Magistrate office and "Ikkenkiroku"
2015年5月12日提出, 2015年6月18日受理

吉田昌彦
Masahiko YOSHIDA

キーワード: 藩政アーカイブス 対馬藩庁文書 田代代官所文書 文書組織 「一件記録」 藩庁記録組織 村方

一、はじめに

藩政文書管理史研究において、今日的な問題視識をふまえた本格的研究の開始は江藤彰彦氏の「福岡藩における記録仕法の改革—法の蓄積と法令による支配—」^①とされている^②。

藩庁文書のなかに村方が存在していることを指摘したのは、松代藩藩庁文書の「綴込伺書」を紹介した笠谷和比古氏であるが、「綴込伺書」は、「藩領内の農民などからの上申書を含み込んでいる点で特徴的なものである」「伺書の一型である」とされている。^③ 続いて、渡辺尚志氏は、文化年間の「一ヶ村入会山と仙仁村内山との境をめぐる一件」をはじめとする「信濃国松代真田家文書」の「一件史料」のなかに村方よりの文書の現物や写しが見出されるとしている。

2008年に刊行された国文学研究資料館アーカイブス研究系編『藩政アーカイブスの研究 近世における文書管理と保存』において、富善一敏氏は「文書管理史研究の今後の課題」の第2点目として「幕藩領主の文書管理と村方文書の保存・管理との連関及び、前者の後者に対する規定性の問題である」という課題を挙げている。^④

この指摘は至当のものと考えられるが、「前者の後者に対する規定性の問題」については、その逆の方向性も考慮しないといけないのではなかろうか。

事実、吉村豊雄氏は、熊本藩の藩庁郡方の部局帳簿「覚書」を分析して「日本近世の領主制が農村社会の自律的運営能力に立脚する方向で、次第に農村社会からの上申事案=上申文書の処理を業務とする割合を強め、ついには農村社会からの上申文書を中央行政機構における稟議制の起案書として、民政・地方行政に関わる政策形成を行うに至るという」「一九世紀、幕末の行政段階」を明らかにしているのである。^⑤

かかる松代藩や熊本藩の例は、村方支配に関わる手順・手続きにおいて村方が作成・提出し藩がその行政手続きのなかで使用した文書が藩庁文書のなかに残存したものであった(写しも含めてであるが)ことを示している。

しかし、長崎県立対馬歴史民族資料館宗家文庫^⑥に収められている対馬藩(府中藩)藩政文書田代関係史料の成立事情を検討してみると、藩庁文書成立において村方(役所機構)が松代藩や熊本藩と異なる意義を有していたことがわかる。

註 ① 江藤彰彦「福岡藩における記録仕法の改革—法の蓄積と法令による支配—」(西南地域史研究会編『西南地域の史的展開・近世編』 思文閣出版、1988年)

② 研究史の整理については、高橋実「藩政文書管理史研究の現状と収録論文の概要」(国文学研究資料館アーカイブス研究系編『藩政アーカイブスの研究 近世における文書管理と保存』 岩田書院、2008年)

③ 『近世武家文書の研究』214～7頁(1998年2月 法政大学出版会)。

④ 「村方文書管理史研究の現状と課題」(『藩政アーカイブスの研究 近世における文書管理と保存』)p.332

⑤ 「近世地方行政における藩庁部局の稟議制と農村社会」(同前書P.201～202)。

⑥ 対馬藩藩庁文書に関しては、東昇「対馬藩の文書管理の変遷—後内書・老中奉書を中心に—」(『藩政アーカイブスの研究 近世における文書管理と保存』)、「対馬藩における文化九年『毎日記』の引用・書き分けと職務」(国文学研究資料館編『幕藩政アーカイブスの総合的研究』、2015年2月、思文閣出版)、山口華代「対馬藩における表書札方の設置と記録管理」(同前書)を参照されたい。

小論においては、長崎県立対馬歴史民族資料館宗家文庫に収められている対馬藩(府中藩)藩政文書田代関係史料を素材として、藩庁文書が、藩のどのような意図の下で作成され、いかなる文書構造を有していたか、また、作成に当たって、村方がどのような役割を担っていたか、を分析することとする。

なお、長崎県立対馬歴史民族資料館宗家文庫に収められている一件書類(ある特定の事案に関してまとめられている史料)の特色としては、単に事案に関係した書状や覚の綴りをそのまま一括したものも存在するものの、明らかに後世にその一件の具体的内容を明確に伝えることを目的として個々の事案について個別的に編纂された「一件記録」が多い点である。

因みに対馬藩(府中藩)は、幕府より肥前国基肄郡養父郡のうちに飛地を与えられ田代町に代官所を置いていたが、現在、田代代官所に関する史料の大部分は宗家文庫に収められており、『宗家文庫史料目録(日記類)』『宗家文庫史料目録(記録類I)』として目録化している。

特に『宗家文庫史料目録(記録類I)』では中分類として田代関係の項が立てられており、次の通りの小分類に区分されている。

- A 令達・壁書
- B 土地関係
- C 役人宛行
- D 公事・村境・川争・請願覚書
- E 寺社・キリシタン
- F 勘定関係
- G 巡検
- H 鉄砲改
- I 書状控
- J 上荷船
- K 書物目録
- L 明治
- M 雑

このほか、同目録においては、中分類「御郡奉行」の小分類L「往復書状」などのなかでも田代関係史料を見出すことができる。

この分類は、史料内容に即したものであり、『宗家文庫史料目録(日記類)』『宗家文庫史料目録(記録類I)』を編んだ宗家文庫調査委員会によりなされたものであり、小論でも、この分類を前提としつつ行論していくこととする。

二、分類—「編集」「編纂」編纂の程度から—

田代代官所領関係史料は、「編集」「編纂」したか(收拾・加工を施したか)の度合いにより次のグループに大別さ

れる。

- I 一次史料をまとめた綴りや覚の類
- II 関連した事項をまとめた綴り
- III 編纂された一件記録
- IV 日記
- V 年貢など数値データを保存した記録(帳簿)

Iの「一次史料をまとめた綴りや覚の類」に相当するのは、あまり見出すことができないが、中分類「御郡奉行」の小分類L「往復書状」に収められているL-1-(1)「江戸田代往復書状控 宝永二年～同五年」のなかで、その例を見てみよう。

一筆啓上仕候、瓜生野町忠平儀、筑後石崎村孫兵衛と申者身近一類二而御坐候処近年ふ勝手ニ罷成家内数多有之、殊孫兵衛及老年養育難届儀仕候付娘壱人忠平方江引請呉候様連々申越候由二而御領分在附之儀以書付願出候付遂吟味候処無余儀相聞候故則紙願書差上

之■奉入御覧候、他領出入之儀は御法式も御坐候得共例も御坐候間、以御憐憫願之通被仰付被下度奉存候、此段御伺為可申上如斯御坐候、恐惶謹言

五月十六日

小田儀左衛門 (黒印)
樋口弥五左衛門 (黒印)

杉村采女様
平田斎 様

「見届他領出入之儀ハ容易ニふ被仰付御法ニ候得共願之趣無余儀相聞候付孫兵衛娘壱人忠平方へ引請之儀被差免候間可被申付候」(表の上の余白にあり—引用者、以下同)

この史料は、田代領瓜生野町に住む忠平が、筑後国石崎村孫兵衛が老弱により養育困難となったためにその一人娘を引き取ることを願い出たことに関し江戸藩邸と代官所の間で行われたやりとりである。すなわち、本文の部分が田代代官所からの対馬藩庁への問い合わせ文であり、表面の上の余白に記された文が江戸藩邸から田代代官所宛に指示された回答である。

この史料が収められている書冊名が「江戸田代往復書状控 宝永二年～同五年」であるため、この「書状控」は、田代代官所・江戸藩邸間を往復した用状そのものを筆写した「控」を纏め、巖原の藩庁において保存・閲覧のために保管されていたものと考えられる。この記事が一丁に収められていること、差出人の田代代官所小田・樋口の黒印があること、当該丁の紙表面の上の余白に付札か書

き込みなどで伝えられた江戸藩邸側の指示が記されていることを考え併せると、なるべく原史料から読み取ることが可能な情報をなるべくそのまま盛り込もうとした姿勢が看取されるのであり、後年に向けた資料としての正確性を期すとともに閲覧の便を図ったものと考えられる。

さらには、この「書状控」には、上述した事案だけではなく他の案件についての、かかる形式の用状控が相当数綴じ込まれているほか、関連資料と考えられる田島捨高の一覧も含まれており、後年に向けた資料としての正確性を期すとともに閲覧の便を図ったものと考えられる。

このような役所（ここでは田代代官所）を単位とした書状の綴控は、その役所の職掌の幅広さを反映して多岐にわたる事案を守備範囲としているが、重要案件と認識されたものについては、このような雑多な綴控という形式をとらず内容を絞り込んだかたちで書冊が作られている。ただ、このような書冊も絞り込みの程度により二つの範疇に分けることができるであろう。

すなわち、一つの役所が関連するテーマの資料を記録したものがⅡの「関連した事項をまとめた綴り」と、より絞り込んだかたちのⅢの「編纂された一件記録」とである。

これらをより詳しく説明すると次のとおりである。

Ⅱの「関連した事項をまとめた綴り」……関連した幾つかの事案に関するそれぞれの一件書類が複数収録されているもの。

Ⅲの「編纂された一件記録」……一つの事案の経緯に関わる資料を収集・整理し記録として編纂し纏めたもの。

これらⅡ・Ⅲの例を、中分類「田代関係」小分類ⅠA「令達・壁書」で見よう。

この小分類の史料点数は15点で量的には少ないが、Ⅱの「関連した事項をまとめた綴り」とⅢの「編纂された一件記録」に相当する史料が存在している。

Ⅱの「関連した事項をまとめた綴り」の例としていくつか挙げてみると次のとおりである。

A-1は「田代御高札之写」(万治元年～正徳三年、貞享二年写)を初めとした4冊の高札の写しを合綴したものである。

田代代官所領では田代町と瓜生野町に高札場があったようであるが、これらの触の記録には、① 駅馬規定や捨て馬など田代町が長崎街道の宿駅であったことと関係が深いもの ② 人身売買や処刑の際の群衆禁止規定など興味深いものが見られるが、なかには寛文元年七月の異国船発見に関する浦規定など海岸線を持たない田代町等では公儀の触を傍示することのみを目的としたもの

で現実的にはあまり意味をなさなかったと考えられるものも見出される。

A-3「田代 博多 園部御壁書御書付控 書継可申也」(享保五年二月～)は、手代・大庄屋などの勤務規定で彼らを指揮する郡奉行や代官に宛てられたものである。その内容は、用銀取り立て、借銀、帳簿、永荒川成、開墾など手代・大庄屋が担当する業務についての規定が記載されているのである。

これら二史料は、規則や規定、指示の記録というべきものであるが、A-2「田代壁書之控」(延宝六年九月朔日)は、かかる法令集、規則集といった枠からはみ出した性格を有している。

すなわち、同史料は、最初の方は「壁書」を所載しており、毎年宗門改めの際にはこの壁書を読み聞かせるとの規定が記されている。このことは、この史料の当初の性格が、生活規範や「役」の奉仕といったことに関して領主が領民に対し説いた心得書きといったものであったことを示している。しかし、ある時期から、田代代官所が救銀や米を百姓中に貸与しその利銀で病者などの救済に当てようとしたが失敗したなどの事例が記載されるようになっており、この書冊が、単に壁書の記録から、民政関係の領主と村役人層との間における往復をも窺わせる一件書類ともいえる史料を記載するものに性格が変化していったことを示しているものと思われる。

以上のようなⅡの「関連した事項をまとめた綴り」は、壁書なら壁書の内容を経年的に単純に記録・蓄積したといったものから、それだけにとどまらず規則に関連する行政の具体的内容をもカバーする、より幅の広い内容を備えるものに発展したのもあったものといえよう。そして、このような発展を、より徹底したものが、Ⅲの「編纂された一件記録」であり、その例としてA-7「対馬領田代代官船下川通船二付新申極之箇条帳」が挙げられる。

因みに、この史料は写しであるが、その内容は、田代領の米などを移出する際に宝満川の舟運を利用していたことに関わるもので、この史料から知られるその内容は次のとおりである。

- ④ 宝満川は、久留米城直下で筑後川と合流していたため、久留米藩は、久留米城付近を他領の舟が通過することを嫌い田代代官所領の領民に対しても、同領を航行する際には自前の田代船を用いず久留米藩領荒瀬村の舟(荒瀬船)を借りて運送することを課している。
- ⑤ 田代側としては、自前の舟を使用できるようにするために久留米藩と交渉し、その結果、従来の在り方を変更し、久留米城付近の田代船の航行を容

認するものの久留米城付近では田代領に人間は下船し同藩が指定した久留米藩領の村々の領民のみを乗り込ませることとするとの取り決めて決着している。

このように事案の全貌（勿論、田代代官所側の理解の範囲内ではあるが）を記録し後世の用に備えようとしたものであるが、注意しなければならないのは、一つの事案について作られる資料が一つと限らず、複数のⅡの「関連した事項をまとめた綴り」・Ⅲの「編纂された一件記録」にまたがって収録されていることも少なくない点である。

例えば、A-8「対馬領田代船川筋通行方新申極之条帳」（寛政三年十二月）は、前述したA-7「対馬領田代代官船下川通船二付新申極之箇条帳」と同じ事案を扱っているのである。

次に日記についてである。紙数の関係で詳述することができないが、「田代代官所日記」は一日数行といった簡便なものではなく必要に応じて記述がなされている。案件の経緯に関する記述、それに関連する往復書状や覧などが筆録されている箇所も散見される。

また、Ⅴの「年貢など数値データを保存した記録（帳簿）」も、紙数の関係で詳述することができないが、村毎、郷毎、田代代官所領全体のデータが一年毎に記録されているのが原則としたものと案件ごとのものに分けることができるが、それらは、明らかに数字を整理した後に確定した数値データを記録・保存したものが殆どであったと考えられる。

以上のように、記録性に満ちた資料を作成・保存するという対馬藩の文書作成・管理の姿勢が存在したことは間違いのないところと思われる。

そこで、同藩が構築した資料が、どの程度、事案の事実経過の復元に有効であったか、また、同藩が、どのような手法でかかる資料群を構築したか、という二つの問題を考えていくこととする。

三、村役人入札関係史料

享保六年、田代代官所領において村役人選任に関する入札が開始されているが、A-4(1)「田代幾度六右衛門重田恕右衛門庄屋江被申渡之条目」（享保六年）(2)「御代官を以御領中江被仰付候覚書之写」（享保六年）に、百姓に大庄屋・庄屋の選任において百姓に入札させるという事案に関する資料が載っており、依怙最良の懸念により入札の中止を代官が具申したこと、その結果、鳥巢村と瓜生野村では庄屋の入札は中止となり大庄屋のみについて入札が行われたこと、また、町役に関しては代官の

具申により中止になったことがわかる。この事案については、これらⅡの「関連した事項をまとめた綴り」のほか、その前提となる事情が、Ⅲの「編纂された一件記録」である中分類「田代関係」小分類C「役人宛行」—1「田代郷中格式改定記」（享保五年）においても見出すことができる。

18世紀初頭の段階における村役人入札における百姓の存在、それも畿内など先進地域外における事例は極めて注目に値するが、この一件を素材にして、Ⅱの「関連した事項をまとめた綴り」、Ⅲの「編纂された一件記録」に基づいて、個々の事案を復元できるかを、紙数の関係で簡単ではあるが検証してみよう。

これらの史料によれば、この入札は、享保五年の大洪水による飢饉対策（主とした飢飯米確保策）として有効に機能しなかった田代用銀方の方式改正をきっかけとした藩庁サイドの現地調査プロセスのなかで浮上している。

因みに、その調査結果と改正方針は次のとおりである。

- ① 用銀方の資金を使って開墾などを推し進めているが、開発対象のなかに山際地や川端など不適当な場所があること。
- ② 「郷中用銀」の運用実務に大庄屋・庄屋などが関与しているが、「御屋敷」「上使屋」の「怪キ修理」のために「修理用銀」会計を設けて「郷中用銀」や「上り地銀」などを貸し込むなどの不正行為を彼らが行っていること（「田代郷中格式改定記」）。
- ③ 用銀の運用による利子収入を増やすことを「手柄」と考え「様々之新法を出候而未々之利二成居候物を用銀方之利二成候様二仕候」ことを専らとし利益を生み出さない救貧資金の下げ渡しについてサボタージュし「害可有之候」（「田代郷中格式改定記」）という現状であること。
- ④ 用銀の貸し出し相手の選別が適当でなく、田代町・瓜生町に貸し出した修理銀方の五十五貫目余を借りたのは両町の貧窮者で返済が滞っていたのであるが、⑤の改正により修理銀方を廃止し残金は棄捐した。
- ⑤ 救貧資金を確保するとともに③のような事態を解消するために次のような枠組みを作ること。
 - ・郷中用銀七百貫目を設定。
 - ・その内の三百貫目を救米購入に当てる。
 - ・残り四百貫目のうちの三百貫目を「富商富民」に貸しその利息で救米購入用銀減額を解消する。
 - ・残余の百貫目を「牛馬買替用銀」、「当用銀」、「不時之難儀救用銀」に分けて貸し出すこと（「田代郷

中格式改定記)。

以上の経緯を前述した史料から抽出できるのであるが、これらの事実から概略、次のことがいえるであろう。

すなわち、入札が構想される直前の段階において、村方や在町内部での階層分解が拡大していつているなか、大庄屋・庄屋を中心とする村役人層が、用銀の運用などによる利子収奪を通じて中下層農の窮乏化を推し進めるばかりか救貧機能をも阻害するという状況が現出していたことがわかる。かかる矛盾は洪水による凶作という危機により、より苛酷な現実として農民や領主に突きつけられたものと考えられる。

そして、このような矛盾の図式は、農民階級における階層分解の深化のなかで中下層農が村役人や富裕農を糾弾する村方騒動が惹起する条件が成立していたことを示している。

ゆえに、上述したように用銀方の方式改正により救貧機能を確立するとともに「百姓に、現職の大庄屋・庄屋が農民の為にならない人物と思われる場合は別の人物を入札させる」という対馬藩の意図は、窮乏の緩和と大庄屋・庄屋の選任を農民の意図に沿ったかたちで行うことにより村役人層と一般農民層との対立を緩和し村方騒動の勃発を予防することにあつたものと評価できよう。

ただ注意しなければならないのは、百姓の入札をもって領主側が農民に対して譲歩したといったような評価はできない点である。それは、郷中運用銀の運用をめぐる庄屋・町役と百姓・町人との「公事」のような状態が起きかねない情勢であり、この入札が、かかる「公事」とそれに伴う膨大な「詮議」手続き（公事に参加した百姓・町人は詮議の日は働くことができず窮乏の度合いを深める）を回避するために領主側により案出されたものであること、領主側にとっても好ましくない村・町役人を排除するという点においては百姓・町人と利害が一致すること、村役人に適当な人物がいない村については代官所のイニシアチブにより入札が中止されていることなどを考え併せると、この入札が、百姓層の不満を受けるかたちで行われた領主側の主導による村支配の是正・強化という基本的性格を有していたことは否定できないであろう。

以上、この一件について略述したにすぎないが、上述したこの一件に関するⅡの「関連した事項をまとめた綴り」、Ⅲの「編纂された一件記録」により、その経緯をトレースできることは論を俟たない。

少なくとも対馬藩が特定の案件に関し把握した事実関係や関係資料を整理記録し、後日、担当者がその資料により案件の「全容」を容易に掌握できることを基準に作成されたものと考えられる。

事実、先に挙げた「田代郷中格式改訂記」の末尾には「仰渡」に関する日録が収められており、事実関係を把握しやすいように工夫されている。

そして、注意すべきは、この案件について、Ⅰの「一次史料をまとめた綴りや覚の類」Ⅴの「年貢など数値データを保存した記録（帳簿）」が保存されている点である。すなわち、Ⅴの「年貢など数値データを保存した記録（帳簿）」としては中分類「田代関係」小分類 F「勘定関係」②-6-(1)「郷中用銀之内三百貫目配当等被仰付候二付田代扶持人家内当り前請取帳」（享保七年三月十九日）、同②-⑥-(2)「郷中用銀之内三百貫目配当被仰付候二付上郷村々差引寄帳」（享保七年三月二十日）、同②-6-(3)「郷中用銀之内三百貫目配当被仰付候二付下郷村々差引寄帳」（享保七年三月二十日）をはじめとする関係帳簿が残されており、関係する書状は「享保六年辛丑九月十日ヨリ田代来状 三番」のなかに含まれているのである。

このため、後世の藩庁役人は「編纂された一件記録」や「関連した事項をまとめた綴り」により事案の概要について整然と知り得るとともに、さらにより具体的に、かつ詳細を調べることでできる文書資料保存システムが構築されていたものといえ、対馬藩庁は、第一義的に活用することを目的とした編纂された資料群と、さらに深く検証する際に使用するというバックアップ的な目的を持った原資料群よりなっていたものといえよう。

そして、これらの保存資料を今日、史料として活用する場合、上述したように経済関係・階級関係をふまえた政治事象の分析と歴史学的評価を十分な質と量を備えていたことも銘記すべきものと思われる。

四、園部村再下賜手続きと帳簿組織

本小節で検討の対象とするのは園部村再下賜関係書類において見出される領地移管の際の支配関係資料、特に帳簿類の移動について検討し、対馬藩庁が目指していた村方支配関係の帳簿組織の在り方と同組織構築における村方の機能について考えていくこととする。

田代代官所領関係史料のうち、小分類 B 土地関係は、整理番号 1 から 173 までで、一部は分冊されているので総点数は 201 冊である。

内容に従って次のとおりに細分できるであろう。

- ㉞ 園部村再下賜関係書類
- ① 山方関係帳簿
- ② 検地帳・郷村帳
- ③ 物成関係帳簿
- ④ 人夫仕切帳
- ⑤ その他

因みに㉗の園部村再下賜関係書類に属するB11からB13の資料は、領主の交替に際して如何なる地方支配関係の手續きが行われたかを知る上で極めて貴重な史料である。

B-1「園部御旧領御拝領御書物下書 正徳辛卯年十一月十三日此日御旧領拝領」(正徳元年十一月十三日)は、園部村を再び与えられた正徳元年11月13日の藩主江戸城登城、朱印状・目録の交付に始まって現地での領地移管手続きまでの経緯を対馬藩側から整理・記録した「一件記録」である。この史料に基づいて検討していくが、まず、移管手続きのスケジュールについて見てみよう。

検討していくと、移管手續きが、今日的感覚でいわせると、すぐには行われていないことに気づく。

すなわち、正徳元年11月13日に藩主が帰国の暇乞いのために江戸城に登城した際に宛て行いの台命が降下し、12月14日に御札の献上を將軍と御台所に行っている。その後、藩主は江戸を発して翌年2月に厳原に着船している。3月19日に家中祝儀言上、4月7日に「八郷之給人上府(厳原に出府—引用者、以下同)目見祝詞」のことがあっている。4月5日、新所領受け取りのための役人として瀧六郎右衛門以下が任命され、同22日に瀧等は暇乞いをしている。その際、新所領受け取りに関する朱印の壁書が交付され、「邪法之者無之候哉」「田畠竿前など相違無之候哉」そのほかについて「入念可相勤」を命じられている。そして、4月29日、家老らの指示書が瀧等に与えられ、次のような指示が行われているのである。

- ① 幕府側の上司担当者は竹村六郎右衛門で手代は秋野文右衛門と太田直衛門であること。
- ② 新領地は去る卯年正月から拝領しているはずであるから、それを前提として拝領物成・運上について対応すべきこと。
- ③ 帳面類は何によらず全て受領すべきこと。
- ④ 境目争論がある場所があるか、を確認すべきこと。また、証書類を受け取りたい旨を幕府側に申し入れること。
- ⑤ 所領受け取り後に村中を巡検し、宗門改めに関して確認するとともに「会積無く竿入田畠坪数可被相極」きようにし竿入れ完了まで田代に逗留して「諸帳面記録等微細二仕立可被差出事」。
- ⑥ 宗門改め・人別改めを行うべきこと。
- ⑦ 幕府側が設置した制札や境木を撤去し田代在々のように制札や境木を早速設置すべきこと。
- ⑧ 村役人に下賜を行うべきこと。

このような家老の指示があった時点で、江戸城における領地再拝領の公達からほぼ半年近くが経過しており、

瀧等が現地に赴いて実際の引き継ぎ手續きに入るまでには半年以上経過していたことになる。

このように領地拝領の公達から実際の引き継ぎ作業の着手まで時間を置いている理由としては、当時の交通通信手段の遅達性といったものではなく行政システムの在り方に由来しているものと考えられる。

すなわち、指示項目②は、幕府より対馬藩に引き渡されるべき物成・運上を、公達日以後のものとはせずに公達年正月以後の全てとしている。このことは、幕府側において当該年貢・運上を全て徴収し「決算」を行うことを課していたことを意味している。さらには、指示書③は、幕府側に、対馬藩へ引き継ぐために帳簿や書類などを整理・作成することが必須であったことを意味している。

これらの作業が一程度の月日を要することは疑問の余地がないところであり、当時としては上述したようなタイムスケジュールで引き渡し手續きが設定されたのも自然であったといえよう。

そして、このようなタイムスケジュールのなかにおいて、壁書や家老の指示に見られるように領主側の最大関心事がキリシタンの取り締まりと田畠の生産力・人別の正確な把握であり、特に家老の指示⑥において百姓への予告やその了解もなく検地による下地の把握を強行し以後の年貢収奪のために独自の、かつ最新のデータを獲得しようとしていることに見られるように対馬藩は自己の領主的利益を確保するために新領民に対して強権的姿勢をとることを躊躇していかなかったかのようである。

このように対馬藩は、独自の支配のため、土地・人別両面にわたって新しい帳簿を作成しようとするとともに従前の帳簿類を可能な限り自己の手元に集めようとしていたのである。

かかる意図を持っていた対馬藩庁は、天草代官所支配下の天領が藩に交付された場合、どのような帳簿類が新領主に引き継がれるか、前例を調査している。

調査の対象になったのは、久留米藩支藩松崎藩が改易された後に同代官所の支配下に入った同藩の旧領が元禄10年に本藩久留米藩に再交付されたときの事例である。

すなわち、対馬藩庁は久留米藩に問い合わせを行い、次のような帳簿の引き渡しを受けたとの久留米藩より回答を得ている。

- ㉑ 「筑後国御原郡御成箇郷帳」
 - ㉒ 「筑後国御原郡小物成目録」
 - ㉓ 「筑後国御原郡夫食借用帳」
 - ㉔ 「筑後国御原郡転類族帳」
 - ㉕ 「筑後国御原郡取上鉄炮目録」
- これらは、江戸で引き渡された帳簿類である。
- ㉖ 「筑後国御原郡在町酒運上帳」

- ㉔ 「筑後国御原郡村々用水樋帳」
- ㉕ 「筑後国御原郡丑春宗門改帳 写」二十四冊
- ㉖ 「筑後国御原郡丑春人数竈数目録」
- ㉗ 「筑後国御原郡丑春他所者改帳」
- ㉘ 「筑後国御原郡丑春人数惣目録」

これらは、松崎で幕府より久留米藩に移管された目録である。

上述の帳簿類のほか、下記のものも手渡されている。

- ㉙ 「松崎領御敷運上帳」
- ㉚ 「松崎領御立藪帳」
- ㉛ 「松崎領村運上銀帳」
- ㉜ 「松崎領浪人名付」
- ㉝ 「松崎領庄屋名付松崎領」

以上のように幕府による久留米藩への旧松崎藩領の引き渡しにおいては、税・戸籍・宗門関係・鉄炮・借銀・水利・立藪関係の帳冊類が一応揃っているように見えるが、検地帳・名寄帳の類が見られないのが特色である。それらの機能は、㉖の「筑後国御原郡御成箇郷帳」や、㉗の「筑後国御原郡物成目録」によって一定程度代替できるものと考えられるが、検地帳が欠けている理由として、旧松崎藩領がもともと久留米藩領であったのが分知されたものであったため当該地域に関わる古い検地帳、もしくはその写しを同藩が所持していた可能性が高いことも関係しているかもしれない。

では、対馬藩の瀧らが幕府より受領した帳簿類はどのようなものであったのだろうか。

その内容は次のとおりである。

- a 「園部村検地帳」
- b 「園部村名寄帳」
- c 「園部村去卯年郷帳写」
- d 「園部村去卯年宗門改帳写」
- e 「園部村去卯年郷帳写」
- f 「園部村去卯年鉄炮二十六挺村証文入写」
- g 「園部村去卯年当分行来不知者宗旨請合方正文写」
- h 「穢多卯年宗門改帳写」

これらの帳面類においては検地帳、名寄帳、郷帳、宗門改帳といった主要な帳面が揃っているほか、鉄炮関係も含まれている。が、その反面、物成や運上銀などの貢租、さらには夫役関係など帳簿類は欠けている。

このような帳簿類だけでは不十分と考えたのか対馬藩側は幕府天草代官所側に問い合わせた。その結果、幕府側よりの回答「口上覚」や庄屋らの具申により次の七点の事実が判明している。

- i. 玄蕃竿帳は存在しないが、文禄四年「肥前国基肄郡園部村御検地帳」は存在する。
- ii. 慶長十四年の検地帳も存在している。

- iii. 小物成定帳はない。その都度、引渡目録を作成している。
- iv. 新開帳は存在しない。坪付帳面や田畠方帳面を提出。
- v. 玄蕃竿帳、御内検帳、野取帳はない。
- vi. 転類族や猟師はいない。
- vii. 年貢帳、運上帳、小物成帳などはない。年貢については代官が検見し免相を決定し書付を発して徴収していた。小物成、運上銀などは御成箇郷帳に書き入れていた。

i は、幕府側の口上書の内容であり、ii からviiまでは庄屋らからの聞き取りの成果である。

注意しなければならないのは、田代代官所領となる地域で山口玄蕃が検地を行ったのは文禄4年であった点である。すなわち、「玄蕃竿帳は存在しないが、文禄四年『肥前国基肄郡園部村御検地帳』は存在する」とする説明にそのまま従うと、正式の帳簿ともいべき文禄四年「肥前国基肄郡園部村御検地帳」のほかに「玄蕃竿帳」という別個の帳簿が存在し、領主一般に重要視されていたこととなる。

もし、そうであるとする、「玄蕃竿帳」という帳簿は如何なるものであったのであろうか。このことについては、不敏にして管見の限りではわからないが、その名称からいって、より現場に近い段階の生のデータを記載した野帳もしくは清野帳に属するか、あるいはそれらを網羅したものと考えられる。

いずれにしても、対馬藩は、検地帳としては、ii の検地帳を庄屋に持参させることによりそのデータに入れている。通常、検地帳は2冊作成され1冊は領主側、もう1冊は村方で保存されることになっており、対馬藩は領主側の検地帳が亡失したため、村方の検地帳を筆写することによりその穴埋めを行ったものと考えられる。因みに小分類 B「土地関係」- 4 の「肥前国基肄郡園部村御検地帳」(慶長十四年二月二十五日〈正徳二年の写〉) がその際の写しであろう。

これまでの検討から旧松崎藩領と園部村との間において検地帳、名寄帳といった土地関係の基礎的な台帳と貢租徴収関係の帳冊類の有無が逆転しており、領主が掌握していた帳簿組織の在り方が異なっていることは明らかである。

興味深いのは、旧松崎藩領を支配していたのも園部村を支配していたのも同じ幕府天草代官所の吏僚であったにもかかわらず、このような差異が生じている点である。

この差異は、支配の内容に相違を表すものではなく天草代官所が支配を引き継いだ時点における旧松崎藩と対

馬藩家臣柳川氏の帳簿組織の差異に由来しているかもしれない。

なぜならば、庄屋らに対する聞き取りによると、園部村で欠けていると考えられる物成や運上銀などの貢租関係の帳簿類の代替として引渡目録や御成箇郷帳が用いられていることからわかるように支配の在り方自体は基本的に同一と判断されるからである。

すなわち、旧松崎領も園部村も、幕禮による改易没収地であり、天草や日田のように恒常的に幕府領として位置づけられ九州支配やキリシタン対策の根幹と成る場所とは異なり、一時的に幕府支配下に収められているという色彩が強い土地であった以上、天草代官所が敢えて独自にそれなりの労力をかけて帳簿組織を構築しなかったと判断するのが自然であろう。

このような姿勢は整然として資料組織を構築した対馬藩の在り方と好対照をなしていると判断される。

いずれにしても、対馬藩は、旧領主が設置した制札の撤去と新領主たる自己の制札の設置を急ぐとともに、従来の田代領民に対し、幕府領であった園部村により隠忍を強いられたことを水に流し園部村の者達と宥和することを訴え「新田代官所領」の構築に着手したのである。

そして、この構築過程の冒頭において、支配の基礎となる帳簿資料の調査収集に力点を置いていたことは否めないところであり、久留米藩に前例について問い合わせたり百姓側に保存していた検地帳を借り出してその写しをつくっていることに象徴されるように支配のための帳簿組織の構築に意を注いでいたものと考えられる。その際、村方の帳簿組織の一部を「吸収」することにより藩方帳簿組織の漏れを補完していたのである。また、その帳簿資料の調査収集をも含む構築過程を「一件記録」として編纂記録し、その整然とした資料組織のなかに加えていったのである。

五、「豆田井手水論記録」

中分類「田代関係」小分類D「公事・村境・川争・請願覚書」の史料のなかに元禄年間及び寛政年間の豆田井手をめぐる水論に関する資料が存在する。

まず、元禄年間の水論に関する記録について述べるが、同水論に関する記録は次のとおりである。^⑦

A 元禄四年資料

- | | |
|------------------|----------|
| ① 元禄四年『豆田井手水論記録』 | 上 (D-16) |
| ② 同 | 中 (D-17) |

- | | |
|-----|----------|
| ③ 同 | 下 (D-18) |
|-----|----------|
- B 元禄九年五月～同十年七月資料
- | | |
|------------------------|------------|
| ① 元禄九年五月～同十年『豆田井手水論記録』 | 一 (D-19) |
| ② 元禄九年八月～十一月 | 同 二 (D-20) |
| ③ 元禄九年十月 | 同 三 (D-21) |
| ④ 元禄九年十二月～十年五月 | 同 四 (D-22) |
| ⑤ 元禄十年正月～二月 | 同 五 (D-23) |
| ⑥ 元禄十年正月 | 同 六 (D-24) |
| ⑦ 元禄十年正月 | 同 七 (D-25) |
| ⑧ 元禄十年正月 | 同 八 (D-28) |
| ⑨ 元禄十年閏二月～七月 | 同 九 (D-29) |
| ⑩ 「三方立会絵図」関係記録 | |

i. 『豆田井手水論三方立会絵図毎日記』 (D-30)

ii. 『三方立会絵図張紙之写』 (D-31)

まず、この水論の舞台となった秋光川と豆田井手(井堰)について紹介する。

秋光川は、福岡藩領権現山の東山麓と園部村字柿ノ原の二カ所を水源として田代代官所領宮浦・小倉・長野・奈良田・野口各村の境界部分で合流し、小倉村と長野村の境界を沿ってしばらく東南東に流れ、途中、南南東に折れ長野村東部を貫流した後、永吉村に流れ込んでいく。永吉村より先は飯田村を経て坂井村当たりで宝満川と合流している。

以上の経路における南南東への屈曲点から宝満川との合流点に至るまでの間、田代代官所領と久留米藩領・旧松崎藩領との境界線から田代代官所領側約1キロメートルを境界線とほぼ平行するかたちで秋光川が流れているのであり、隣接する久留米藩領小郡町や旧松崎藩領の寺福童村は、水源として秋光村に着目し、野口村の集落の北200メートルほどの地点の秋光川に設けられていた井堰(豆田井手)を舞台に一次水利権を持つ田代代官所領の村々との間で水争いを引き起こしている。

田代代官所領側の村々と久留米藩小郡町とは、田代代官波多野新助の裁定のもと、豆田井手の利水を共同使用しようとしていた。同裁定とは、豆田井手の水を小郡町に利用させる代わりに小郡原における田代代官所領の村々の下草刈りを認めるというバーター条項と、井堰の管理は田代側が行うという田代側に独占管理権を認める条項からなっていたが、田代側の村々は、その優越的立場を背景に本来、自分たちで行わないといけな井堰の修築を小郡町に要求するようになっていく。小郡町も、自分たちの井堰への権利を強化することにつながると判断してか、それを引き受けているが、実際には、田代側に隠

註^⑦ A、Bの史料は『豆田井手水論記録—近世の水争い・村の主体性と領主権力』(小郡市史編集委員会、H11年)に収められている。

れて、旧松崎藩領の寺福童村に修築を負担させることを引き換えに同村に同井手の用水を利用させている。

このような経緯をふまえて寺福童村は、田代代官所領の村々に豆田井手の水利権を認めるように要求し、豆田井手をめぐる水論が始まっている。

A・Bの一件記録に収められている資料は次のように分類できるものと考えられる。

- a. 村町同志、あるいは内部で遣り取りされた書状・覚書など。
- β. 村町・封建領主間で遣り取りされた訴状・上申書・覚書・指示書。
- γ. 領主間で遣り取りされた書状・覚書。
- δ. 幕府・町村間の訴状・指示書。

このように多彩なレベルの資料が収録されており、その数も数百に上るものと思われ、この一件記録の価値が極めて高いことを垣間見せている。まず、資料の分類に従っていくつか例を挙げて見よう。

まず、aであるが、その例として元禄九年八月二十八日「上郷大庄屋七郎兵衛、野口・奈良田両村庄屋又市、永野村助左衛門、同村惣百姓代又右衛門、奈良田村惣百姓代惣左衛門、野口村惣百姓代平兵衛・孫兵衛口上書之覚」や元禄九年八月二十九日「上郷大庄屋七郎兵衛方御料井上村大庄屋高松八郎右衛門方江遣候書状之写」(元禄九年八月～十一月『豆田井手水論記録』二)を挙げて見よう。

元禄九年八月二十八日「上郷大庄屋七郎兵衛、野口・奈良田両村庄屋又市、永野村助左衛門、同村惣百姓代又右衛門、奈良田村惣百姓代惣左衛門、野口村惣百姓代平兵衛・孫兵衛口上書之覚」は、元禄9年8月24日、寺福童村庄屋惣右衛門が江戸出訴より戻り江戸での裁判の準備手続きとして開始された現地における民事訴訟手続きをめぐりものである。

その内容は、幕府より与えられて惣右衛門が持ち帰った「御裏書并誓旨御案文」受領のために松崎会所に向いた際の田代・小郡・寺福童三者のやり取りが記されている。

そのなかでは、寺福童村が幕府に上申した田代側の村役人が実際とは異なっており受け取り証文を書く際に間違った肩書きでは署名捺印は出来ないとして田代側が「御裏書并誓旨御案文」の受領を拒否したなどの経緯が記されている。

また、元禄九年八月二十九日「上郷大庄屋七郎兵衛方御料井上村大庄屋高松八郎右衛門方江遣候書状之写」は、肩書きの誤表記で惹起したこの紛糾について、その善後策として、寺福童側に、「田代側が肩書きをつけないで署名押印するが、肩書きをつけないことについては

幕府への申し開きのために寺福童側より証文を出してくれるように」との提案が書かれている。

次にβの例であるが、元禄三年二月二日付「永吉村庄屋方より書付差上候口上書之写」(元禄四年『豆田井手水論記録』上)は、田代代官所領永吉村の手によって久留米藩領小郡村への井堰が切り落とされた承応2年の紛争の経緯に関して永吉村庄屋が田代代官所に上申したものである。

その内容は、この紛争が、田代代官波多野新助が永吉村庄屋を罷免し百姓中に科銀を課すなど永吉村関係者を処分する一方、小郡原の水草に関する用益権を田代代官所領の野口・長野・奈良田・永吉・幡崎5ヵ村に対して小郡村が認める代わりに5ヵ村が小郡村への井堰構築を負担・施工し従来通り小郡村への用水を保障するという判決を下したことにより結局したことを明らかにしている。

γの「領主間で遣り取りされた書状・覚書」やδの「幕府・町村間の訴状・指示書」については、紙数の関係で一々例示しないが、前者は、幕府天草代官所、対馬藩田代代官所、久留米藩郡奉行所との間の書状・口上覚、あるいは対馬藩内部の藩庁と代官所との往復などが記されている。後者は、訴訟手続きにともなう書類がその内容である。

以上のように本記録は、この一件に関する各レベルの資料が豊富であり、この事案の詳にわたる事情を容易に辿ることができるものと評価できよう。特に村同士の間交渉過程や村々の立場についてもαやβの資料群により知ることができ、同じ「編纂された一件記録」といっても、先に挙げた「田代郷中格式改定記」よりは村レベルの動向を、よりの確詳細に伝えているものと評価されよう。

次に寛政年間の水論とその記録について述べよう。

同水論については「寛政三年 豆田井手溝筋之違有之長野奈良田両村百姓と小郡村百姓内掛合覚書 小河左軍江口小兵衛 永尾儀兵衛」という「覚書」がある。同資料によれば、この紛争の争点は次のとおりである。

- ① 元禄年間の水論の結果、豆田井堰の東方向への用水路は久留米藩小郡村に通じており、西方向への用水路は田代代官所領側野口村にかかり、その後、同領幡崎村、飯田村、酒井村までを潤している。
- ② ところが、この頃、幡崎村、飯田村の田畑は干害が「強く」なっているので、両村の百姓が訴え出たので調査したところ、小郡村方向の用水路の土手が25・6年前の洪水で流れてしまい、その修築の際、土取り場が遠かったので土手沿いの田地を掘って

土をとり築いたため堀状の地形になったり低地となった所もあり水が漏れるようになっている。

- ③ 小郡村側より境界の方に溝（導水路）を引き悪水を排出するようになっているが、境界の溝より小郡村への洩水が多い。
- ④ 底樋3本のうち、2本は元禄年間後に起こった紛争の後に設置されたもので小郡村への利水に用いられている。

このような状況を、田代代官所は、江口小兵衛をキャップとして関係する役人が大庄屋宅に出張し関係の大庄屋、庄屋、百姓より事情を聴取して経緯を把握するとともに、村方立ち会いの下で元禄年間の水論解決時に作成された絵図と現状がどのように異なっているかを実況見分している。この結果、代官所としても、久留米藩側との交渉の必要性を認識し、江口小兵衛は庄屋、百姓に対して「久留米御領御手筋の方と掛合」うように命じている。

掛合を命じられた庄屋たちは、どのような交渉方式をとるべきか、代官所目付立ち会いの下、評議するが、その結果として、「庄屋より表立って申し向かう」のは「角立不宜意味ニも」なるとして「先ッ百姓限り之取計」らいを選択している。

以後、交渉が成立するまで田代側は、百姓間の内済の線を崩していない。これに対し、久留米藩側は、庄屋同士の公的な折衝を求め、結局は「内済」に固執する田代代官所領側の主張を基本的に呑み、交渉に当たった田代代官所領側の百姓善次、弥兵衛と「小郡御地主達と熟談之上内済仕候事趣に致置」というかたちで交渉方式について決着している。

このように農民間の「内済」というかたちにすることにより、水源を自領内に持つという基本的に有利な立場にある田代代官所領側が、小郡村に配慮を求める際にその配慮と引き替えに水利権に関し何らかの譲歩を強いられるような事態になることを警戒して、紛争のかたちを何ら公的な権限を持たない百姓同志の「私」的な争いに止め、この水論が拡大することを予防したものと思われる。

このように田代代官所は、この水論を公的には「私」的紛争と位置づけているのであるが、「私」的紛争と確定した以後も、交渉の詳細を掌握し指示を与えている。そして、その成果をふまえて上述の記録「寛政三年 豆田井手溝筋之違有之長野奈良田両村百姓と小郡村百姓内掛合覚書 小河左軍 江口小兵衛 永尾儀兵衛」が日録立てで作成されている。

この資料には、日々の動向の要約、百姓に対する代官所よりの指示にかかわる「手覚」、交渉内容に関する代

官所による百姓よりの聴取書（例えば「左衛門返答之趣聞書」、左衛門は久留米藩側の交渉相手）、交渉当事者間の往復書簡・書類が収録されており「編纂された一件記録」としての完結性を確保しているのである。

翻って考えてみるに、元禄年間の水論は、幕府への出訴したのが庄屋であったことに象徴されるように争論の主体は大庄屋・庄屋など村方役人であり幕府代官所・対馬藩・久留米藩間の公的な水論・訴訟であったのに対し、寛政年間の水論は、争論の主体は村方役人ではなく百姓同士の交渉に委ねられる「私」的紛争であり、二つの水論の間には、その位置づけにおいて懸隔が生じている。しかし、そのような差違にもかかわらず、対馬藩は、二つの水論に対して、実質的に同じように関与し続け、紛争に関する記録資料（「編纂された一件記録」）も同様に作成し後日に備えていたのである。

六、記録の作成と末端支配機構

これまでの検討から、対馬藩が、記録性に満ちた資料を作成・保存するという文書作成・管理の姿勢を持っていたことは明らかであるが、このような文書作成過程において村や町といった末端支配機構がどのように位置づけられていたかを見てみる。

当然のことながら、藩庁や代官所の文書である以上、藩庁や代官所の文書作成や管理の責務を負っている担当者が作成し管理していることは論を俟たない。その典型的な例として必要に応じて記述がなされている案件の経緯に関する記述、それに関連する往復書状や覚などが筆録されている箇所も散見される「田代代官所日記」や、明らかに数字を整理した後に確定した数値データを記録・保存したものが殆どであったと考えられる帳簿類などが挙げられよう。

また、文書作成・管理に関する厳原の藩庁と出先の田代代官所との関係は、「田代代官所日記」や帳簿類、「一件記録」が宗家文庫に架蔵されていることを考えると、重要と考えられるものについては藩庁に保存・管理されていたものと判断される。

このことについて具体的にわかる個別例として、中分類 田代関係 A 令達・壁書のなかにおさめられている A-5「上郷百姓御下知之旨可相守旨庄屋迄村々為書付差出候写 附拾一通之内一通写し置、其余者同然之趣意故田代へ差し返す」が挙げられる。

同文書は、代官所よりの「下知」（他領の商人・芸者の入村禁止、「身持正道ニ相勤」べしなどの生活規定など）の条目遵守を誓って組頭、組合（家主中）が連署・押印して庄屋に提出し、庄屋も署名・押印して大庄屋に提出、

大庄屋も同様に押印・署名して代官所に提出したものと
思われる。因みに各組合の人数は十数名前後であり、周
海や因幡といった僧侶や社人と考えられる人名も組合の
中に見えるが、文書作成・管理に関する厳原の藩庁と出
先の田代代官所との関係という観点から興味深いのは、
この資料の表題の附けたりの部分である。

すなわち、「附拾一通之内一通写し置、其余者同然之
趣意故田代へ差し返す」とある通り、組合から提出され
た書付11通は代官所より厳原の藩庁に提出され、同内
容であったために一通のみ写しをとり、全て、藩庁より
田代代官所に返却されている。このような書付の移動
は、田代代官所領の文書が単に田代代官所内部のみで保
管・使用されているのではなく、必要に応じて厳原の藩
庁も控えを作成し記録資料として保存されていたことが
確認できるのである。このような文書のやり取りや写し
の作成・保存は、藩庁による代官所業務のチェックとい
う機能のほか、藩庁における政策検討や田代代官所との
協議に備えるといった役割を負っていたものと考えられ
る。

そして、必要に応じて記述がなされている案件の経緯
に関する記述、それに関連する往復書状や覚などが筆録
されている箇所も散見される「田代代官所日記」や、明
らかに数字を整理した後に確定した数値データを記録・
保存したものが殆どであったと考えられる帳簿類なども
同様の役割を担っていたものと考えられる。

では、文書作成過程において村や町といった末端支配
機構はどのような役割を担っていたのであろうか。

先述した「上郷百姓御下知之旨可相守旨庄屋迄村々方
書付差出候写 附拾一通之内一通写し置、其余者同然
之趣意故田代へ差し返す」に典型的に見られるように人
別・宗門・貢租・土地・法度などにおいて在方役人が書類
や帳簿を作成し共同体の構成員から必要に応じて確認を
とって、それを田代代官所に上げ、必要に応じて加筆・
修正・編纂した後、その必要度合いに応じてさらに藩庁
が蓄積することは容易に想像されるところである。

しかし、このような「在方起源」の文書と異なり、代
官所など領主側が基本的に作成する「編纂された一件記
録」では在方はいかなる機能を果たしていたのであろう
か。このことを示す史料が豆田井手の水論関係の資料の
なかに見出すことができる。

(書状1)

御国御年寄方五月廿八日到来之御状之写

(中略)

一今度被差越候水論記録之儀、瀧六郎衛門其元相仕廻帰
国二月二十一日迄之記録ニ而候間、此度被申越候江戸表

ニ而今井九右衛門様被仰上全篇落着仕候次第之書状并三
左衛門方村上時右衛門方江遣候返札之趣等不殘記録ニ
書載可被差越候、依之右記録之内五冊目壺冊差越候間、
此奥ニ時右衛門・三左衛門状通之次第、各方方我々方へ
被申越候紙面之趣迄記添可被申越候

一立会絵図仕候内双方申分之日帳七郎兵衛・又市方江有
之由二候間、相極清書被申付、是又早々可差越候、右之
旨為可申達如此候、恐惶謹言

五月十日

平田直右衛門 判

樋口孫座左衛門 判

杉村采女 判

戸田三左衛門 殿

大浦平蔵 殿

(書状2)

戸田三左衛門・大浦平蔵方御国御年寄中江指上候書状
之写

(前略)

一先頃差上候水論記録之儀、瀧六郎右衛門爰元相仕廻帰
国二月十一日迄之記録ニ而候間、先頃申上候江戸表ニ而
今井九右衛門様被仰上全篇落着仕候次第之書状乃三左衛
門方村上時右衛門方江遣候返札之趣等三左衛門方村
上時右衛門方江遣候返札之趣等不殘記録ニ書載仕差越候
様ニと被仰下奉得其意、依之右記録之内五冊目壺冊被指
越相達申候、右記録ニ時右衛門・三左衛門状通之次第、
各様江我々方申上紙面之趣迄記添可差越之旨得其意候
一先頃差上候八冊之記録之儀ハ、水論下濟ニ相極瀧六郎
右衛門被致帰国候ニ付、其節迄之儀先懸御目可申と奉存
指上申候、其後之儀ハ段々一冊ニ仕置候、然共立会絵
図并誓詞小郡村之山王宮へ可納之由寺福童・小郡之庄屋
共申候ニ付、納次第其段記録ニ書載仕差上申等ニ御座
候、(中略) 弥近日中急度相納候様ニと此方庄屋共ニ申
付候間、納次第記録之儀差上可申候

一立会絵図仕候内双方申分之日帳七郎兵衛・又市方へ之
有由ニ付被及聞召候ニ付、相極清書被申付候様ニ付被仰
下、則申付候処、日帳之儀野辺ニ而覚書仕候ニ付前後為
仕儀も有之、題斗を書置為申儀も有之候間、得と内証相
極可差出之旨申出候、相調次第記録并日帳清書共ニ差上
可申候、恐惶謹言

六月八日

大浦平蔵 判

戸田三左衛門 判

平田直右衛門様
樋口孫左衛門様
杉村采女様

これら二つの書状は、元禄9年5月～同10年7月の水論を扱った資料のうち、⑨ 元禄十年閏二月～七月『豆田井手水論記録』九に収められているものである。

書状Ⅰは、藩庁の家老よりの田代代官への指示であるが、第一項の冒頭で「先頃差上候水論記録之儀、瀧六郎右衛門爰元相仕廻帰国二月十一日迄之記録」とあるのは、前節で紹介した『豆田井手水論記録』一～八の8冊の帳冊と考えられる。なぜならば、書状Ⅱの第二項冒頭「先頃差上候八冊之記録之儀ハ、水論下済ニ相極瀧六郎右衛門被致帰国候ニ付、其節迄之儀先懸御目可申と奉存指上申候」とあるように瀧六郎右衛門の帰国に合わせて作成された記録が8冊であったことがわかるからである。また、『豆田井手水論記録』八は元禄十年正月の記事であり、『同』九は元禄十年閏2月～7月の範囲を扱っており、「瀧六郎右衛門爰元相仕廻帰国二月十一日迄之記録」に示される時期と符合しているのである。

このため、藩庁が田代代官所に送り返して加筆編集を行うように指示した「五冊目壺冊」とは上述の8冊の記録のうち、第5冊目であるBの⑤ 元禄十年正月～二月『豆田井手水論記録』五を指しているものと考えられる。

つまり、第一項で藩庁側は、第五冊に当然記されていない元禄十年正月～2月の出来事の資料(天草代官「江戸表ニ而今井九右衛門様被仰上全篇落着候次第之書状」と田代代官戸田三左衛門方と天草代官所手代村上時右衛門方との往復書状、藩庁と田代代官所との間の往復書状など)が記載されていないとして、田代代官に対して具体的内容を指示した上で、その加筆編集と提出を求めているのである。このように事態の要約などではなく網羅的に一次資料を記載して残していこうとする対馬藩藩庁の記録作成の姿勢を窺うことが出来るのである。

また、第二項においては、領主側の資料だけではなく村方の資料である現地訴訟手続き関係の書類(『立会絵図仕候内双方申分之日帳』)も、その内容を村方が「相極清書」して提出することを命じることを求めている。因みに七郎兵衛は基肆郡大庄屋、又市は野口村・奈良田村庄屋である。

書状Ⅱは、書状Ⅰの返簡で「五冊目壺冊」を送った際の添え状的性格を持っているものと思われる。

第一項では、「五冊目壺冊」に関する指示をふまえ、さらには藩庁・代官所間の往復書状までも書き加えるかたちで同冊をまとめたことが報告されている。

第二項で注目すべきは、「一件記録」の作成が迅速に行われていることがわかる点である。すなわち、上述した『豆田井手水論記録』一～八の八冊の帳冊については「先頃差上候水論記録之儀、瀧六郎右衛門爰元相仕廻帰国二月十一日迄之記録ニ而候」とあるように2月11日以降に最終的な作成が行われていたことがわかる。そして、5月10日の時点で藩庁から田代代官に対し、上述した加筆を主内容とするクレームが発せられていることからわかるように、遅くとも5月の初めには8冊が対馬藩庁に到着していたことがわかる。

そして、清書に要する日数や田代から厳原への輸送日数を考慮すると、4月の下旬の初めには、その内容は確定していたものと思われる。

このため、事案の現実の進行と記録の作成のタイムラグは2月中旬下旬・閏2月・3月・4月上旬中旬のほぼ3ヵ月といえよう。また、九冊目の作成については「其後之儀ハ段々一冊ニ仕立置候」という状態であるが、「立会絵図并誓詞」については「小郡村之山王宮へ可納」ことが終了後、この件についての記録をただちに作成して一緒に藩庁に提出するとしている。

このように、「一件記録」が、その一件が進行中、もしくは終息するかしないかの時点で極めて迅速に作成されたことを示しており、時間経過による記録の正確性の劣化は少なかったものと考えられる。

第三項で注目すべきは、村方が藩庁記録組織の末端を担っていた点である。

すなわち、同項の記述によれば、村方に属する資料(⑩「三方立会絵図」関係記録〈i.『豆田井手水論三方立会絵図毎日記』 ii.『三方立会絵図張紙之写』〉)が、大庄屋・庄屋といった村方役人の責任者によりメモから起こされてその内容が整理確定され清書された後に代官所に提出されていたことがわかる。このように村方が作成した資料が田代代官所や藩庁の記録の一部を構成していたことは疑いの事実であり、このことについて田代代官所の構成員だけではなく藩庁中樞も当然視していたことがわかる。

因みに元禄九年八月～十一月『豆田井手水論記録』二(D-20)には、元禄九年八月二十八日「上郷大庄屋七郎兵衛、野口・奈良田両村庄屋又市、永野村助左衛門、同村惣百姓代又右衛門、奈良田村惣百姓代惣左衛門、野口村惣百姓代平兵衛・孫兵衛口上書之覚」や元禄九年八月二十九日「上郷大庄屋七郎兵衛方御料井上村大庄屋高松八郎右衛門方江遣候書状之写」(元禄九年八月～十一月『豆田井手水論記録』二)が所収されていることも、村方が報告などのかたちで日常的に藩庁記録組織の末端であったことを裏付けていよう。

七、終わりに

これまで田代代官所領における編纂の度合いや所領移管の際の帳簿組織の在り方について若干の検討を行ってきた。その結果を要約すると次の通りとなろう。

まず、少なくとも田代代官所関係資料においては、藩庁が組織的に編纂・蒐集した資料がかなりの比重を占めていたことは否定できないであろう。

すなわち、対馬藩の「一件記録」はⅡの「関連した事項をまとめた綴り」を原型としているが、壁書なら壁書の内容を経年的に単純に記録・蓄積したといったものから、それだけにとどまらず規則に関連する行政の具体的内容をもカバーする、より幅広い内容を備えるものに発展し、より徹底したものとしてⅢの「編纂された一件記録」が成立している。

この結果、対馬藩庁は、第一義的に活用することを目的とした編纂された資料群（「編纂された一件記録」）と、さらに深く検証する際に使用するというバックアップ的な目的を持った原資料群（「関連した事項をまとめた綴り」）を備えるに至ったものといえよう。

その際、園部村の例に見られるように村方で保存・使用していた帳簿組織を藩庁の帳簿組織に組み入れたり、水論記録において看取されるように村方にかかわる事案の「一件記録」原案を村方において作成させ、それを田代代官所や藩庁が検討、修正を求め確定した後、藩庁記録のなかに編入・保存・利用していたのである。

これらのことは、先行研究により明らかにされた松代藩や熊本藩の事例（村方支配に関わる手順・手続きにおいて村方が作成・提出し藩がその行政手続きのなかで使用、もしくは参考にした文書が藩庁文書のなかに残存している）とは異なり、村方役人が藩庁官僚機構の末端として藩庁記録作成・保存組織の一部を構成し、村方支配をめぐる藩庁記録作成や帳簿類等保存のバックアップを担っていたことを示しているのである。

すなわち、村方に関する藩庁記録作成・整備や帳簿組織の整備・保存において藩庁は、藩庁・代官所のみならず村方役人機構をも藩庁機構の一部として動員していたことを示しているのであり、その結果、それらが、特に藩庁記録作成・整備が村方に依存し規定されていた部分が存在していたものと考えられる。

ただ、注意しなければならないのは、対馬藩のかかる村方由来の「一件記録」が近世アーカイブスにおいて如何なる位置づけを与えるべきか、現時点では不明である点である。すなわち、笠谷和比古氏・渡辺尚志氏・吉村豊雄氏らが紹介した松代藩や熊本藩との事例とは異なることは明らかであるが、これが対馬藩独自の特殊事

例・様式なのか、あるいはより一般的事例・様式なのかは、既存の藩政史研究の成果掘り起こしと新たな近世アーカイブス研究の蓄積を俟って判断すべきものと思われるのである。

次に明らかになったことは、旧松崎藩領と園部村との間において検地帳、名寄帳といった土地関係の基礎的な台帳と貢租徴収関係の帳冊類の有無が逆転しており、領主が掌握していた帳簿組織の在り方が異なっている点である。この違いは、旧松崎藩と園部村を知行地としていた対馬藩家臣柳川氏の帳簿利用の在り方の差異に由来しているものと考えられる。興味深いことは、旧松崎藩領と園部村の何れをも統治した幕府天草代官所は、統一した共通の帳簿組織を構築せず、それぞれの支配地で従来の帳簿組織を個々に運用していた点である。このことは、短期間で支配が終わることが予想される村々に関しては、幕府代官所は新たに帳簿組織を構築するようなことをせず、低コストで実質を確保する選択をしていたことを示唆しているものと考えられる。

最後に、かかる村方由来の「一件記録」に史料的限界性について述べることにする。

「一件記録」は、それぞれの歴史的案件について個別的研究をしようとするとき、「網羅」的で極めて良質な史料が研究者に提供されることを意味しているが、成立過程に由来する、その「良質性」ゆえに一定の限界性を有しているものと考えられる。

その限界性とは、編纂過程においてすべての一次資料が収録されていない（一次資料が廃棄されている）可能性が否定できないこと、従って、編纂者の意図、蒐集者の企図、あるいは見方に流される可能性が存在していることである。

例えば、先に述べた「田代郷中格式改定記」は田代用銀方の実態に疑問を持った藩庁サイドの調査が同記録の基調を決定しており、糾弾の対象となった村役人や町役の用銀方の立場を完全に伝えているか、という点に関して疑問符を打つことを完全には拒めない史料構造になっている。

次に考えられる限界性は、村落、あるいは在町内部の動向については基本的にカバーすることに不得手な構造になっていることである。

それは、権力側の資料であることの限界性であり宿命であり、それを克服するかのように村方の資料を積極的に取り込んだり村方自身に記録を作成提出させていることも事実である。

しかし、藩庁が、このように村方を自己の記録作成組織の末端に組み込んでいたとしても、その資料は、基本的に村落支配者層の手になるものであり、村落内部の実

態や村落構成員の思惑をヴィヴィッドに反映したものであったか、という点については留保方針をつけないといけないことも認めざるを得ないであろう。

もっとも、このような限界性を指摘すること自体、藩庁文書に対して「無い物ねだり」をしているともいえ、藩庁文書としての宗家文庫の史的価値を損なうものでないことは勿論であろう。

(付記)

本論文は平成10年度～平成12年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(2))『宗家文庫資料の総合的研究』(研究代表者佐伯弘次、課題番号:10410081)研究成果報告書(2001年)及び平成13年度-14年度九州大学教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクトB-2『宗家文庫資料の形成過程と保存に関する基礎的研究』(研究代表者佐伯弘次[九州大学],整理番号13043)研究成果報告書(2003年3月)において筆者が分担執筆したものをまとめたもので、その際、報告後の研究状況をふまえて序論と結論に加筆している。

The document and record of Tashiro (田代)
Magistrate office and “Ikkenkiroku (一件記録)”

Masahiko YOSHIDA

Abstract

In this thesis, the following findings were obtained by analyzing the documents and records of Tashiro (田代) Magistrate office of Tsushima (対馬) clan.

- 1, The records has developed from the type that simply recorded matter into the typethat provides with wide content that covers concrete content of the administration that relates to matter, finally, into “Ikkenkiroku (一件記録)” .
- 2, “Ikkenkiroku (一件記録)” is the compiled record with explanation and document .
- 3, The Tsushima clan maintained the documents and the records of the clan by acquiring the records and the books in the village.
- 4, The village government official madethe records of the clan agency.
- 5, It is thought that the villageoffice was a part of the clan agency for making documents and records.
- 6, When the rule period was short, the lord was not so ardent to the collection of the book and the record for the village rule. For this reason,the village had the more kind of books and records.
- 7, When the rule period was long, the lord tried to establish a perfect system of thebooks and the records.